

# 入札説明書

第380会計隊弘前派遣隊の空調機電源補修工事に係る入札公告(電気)に基づく入札等については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日： 令和4年2月7日(月)
- 2 契約担当官等  
ア 契約担当官： 分任契約担当官 陸上自衛隊弘前駐屯地 第380会計隊弘前派遣隊長 中元 亮太  
イ 住所： 〒036-8144 青森県弘前市大字原ケ平字山中18-117
- 3 工事概要 用途(電気)  
電気配線の入替  
(1) 工事名： 空調機電源補修工事  
(2) 工事場所： 陸上自衛隊弘前駐屯地  
(3) 工事内容及び工事範囲：別冊図面及び仕様書のとおり  
(4) 工期： 令和4年3月31日(木)  
(5) 使用する主要な資機材： 電線管  
(6) その他  
ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。  
イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

## 4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C
管	C

- (5) 東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)  
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。)である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

### 5 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒036-8144 青森県弘前市大字原ケ平字山中18-117 陸上自衛隊弘前駐屯地 第380会計隊弘前派遣隊 契約班 担当 中元 TEL 0172-87-2111(内線345) FAX 0172-87-2111

②仕様書に関する問い合わせ先
〒036-8144 青森県弘前市大字原ケ平字山中18-117 陸上自衛隊弘前駐屯地 業務隊管理科営繕班 担当 山本 TEL 0172-87-2111(内線317)

### 6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、資格審査結果通知書の写しを提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(3) 期限までに資格審査結果通知書の写しを提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(4) 資格審査結果通知書の写しの提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間： 令和4年2月17日(木)午後5時00分まで

(行政機関の休日を除く)の毎日午前8時30分から午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 提出方法：持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所：上記5①に同じ。

### 7 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間： 令和4年2月8日(火) から 令和4年2月10日(木)まで

(行政機関の休日を除く)の毎日、午前8時30分から午後5時まで。

ただし、持参する場合は正午から午後1時までの間を除く。

イ 提出場所：上記5①に同じ。

ウ 提出方法 書面(様式は自由)により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間： 令和4年2月15日(火) から 令和4年2月17日(木)まで

(行政機関の休日を除く)の毎日、午前8時30分から午後5時まで。

イ 閲覧場所：上記5①に同じ。

## 8 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること。
- (2) 入札書の提出期間、提出場所等
  - ア 提出期限: 令和4年2月17日(木)午後5時00分まで
  - イ 提出場所: 上記5①に同じ。
  - ウ 提出方法  
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。  
また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。  
なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金: 免除
- (2) 契約保証金: 免除  
ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限る。)を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。また、落札者が「建設工事に係る入札契約心得等」に従って契約締結に応じない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 10 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
  - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目(直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等)を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要(土木工事にあつては規格・寸法、数量、)単位、単価、金額等を記載したものとする。
  - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
  - ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名(紙入札方式による場合は、必ず押印する。)並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
  - ア 提出期間: 上記8(2)アに同じ
  - イ 提出場所: 上記8(2)イに同じ
  - ウ 提出方法: 上記8(2)ウに同じ
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別表第1の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。  
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 11 開札

- (1) 開札の日時及び場所
  - ア 開札日時：令和4年2月18日（金）午後1時30分
  - イ 開札場所：弘前駐屯地隊員食堂
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。  
ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

#### 12 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
  - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
  - ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札
  - エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
  - オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。  
くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

#### 14 契約書作成の要否等:要

#### 15 支払条件(前金払)

落札金額の40%の範囲で申請(前金払保証会社の前金払保証請負を添付)することができる。ただし、契約金額が300万円未満の場合を除く。

16 火災保険付保の要否 : 要

17 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記5①に同じ

18 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- (5) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。